

在シドニー日本国総領事館

メールマガジン第 170 号 (2019 年 1 月号)

目次

- 1 領事情報
- 2 治安・安全情報
- 3 当館 Facebook
- 4 休館日のお知らせ

1 領事情報

(1)ダーウィンにおける領事出張サービスについて

当館では、2月7日(木)に北部準州ダーウィンにおいて、領事出張サービスを以下のとおり実施する予定です。

領事出張サービスでは、旅券の交付、在外選挙人登録申請の受付、在留証明および署名証明の交付、在留届(転居届)の受付、各種相談を行いますので、この機会を是非ご利用願います。

なお、旅券の発給及び各種証明等発行をご希望される場合は、事前に予約が必要ですので、お早めに当館領事班までご連絡願います。また、必要に応じて日本から取り寄せる書類(戸籍謄本等)もごございますので、事前に準備を進めていただくようお願いいたします。

領事出張サービスの詳細については、以下リンクにてご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/darwin_ryoji_service_2019.pdf

・ダーウィン 日時：2019年2月7日(木) 15:00~17:00

場所：ノボテルダーウィン CBD ロビー

Novotel Darwin CBD Hotel 100 The Esplanade, Darwin, NT 0800

<当館連絡先> TEL：+61-02-9250-1000 E-mail：cgryoji@sy.mofa.go.jp

(2)領事窓口の混雑緩和にご協力をお願い

毎年3月及び11月は、領事窓口が混雑しますので、お急ぎでない方はこの時期を避けて頂くと対応が比較的スムーズです。また、毎日午前中は査証申請者が集中し混雑する傾向がございますので、窓口が混雑することが少ない午後(14:30以降)にご来館いただくと、待ち時間が比較的短くて済みます。

なお、当館へご申請いただく書式(旅券の申請書など)の一部をダウンロードできます。以下リンクにてご確認の上、ご利用の際は、印刷してお使いください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/japanese/consul.htm>

総領事館員一同、日頃より皆様の待ち時間を少なくするよう鋭意努力しておりますので、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(3)在留届とたびレジに関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に「在留届」を提出することが義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用いたしますので、届出内容に変更(住所や同居家族の変更等)が生じた場合には「変更届」を、帰国の際には「帰国届」をご提出いただくようお願いいたします。

http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/japanese/consul/residence_report.htm

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。詳細は以下のリンクにてご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

(4)在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。

当館にて登録申請をされる場合、3 か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに 2 か月程度を要しますので、選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下のリンクにてご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

2 治安・安全情報

電話による振り込み詐欺の被害が多発しています。犯人は警察官や国税庁（ATO）の職員を装い、未払いの税金等を「今すぐ振り込まないと違反行為が認定され逮捕されるおそれがある」等脅迫したり、還付金を受け取るには一旦現金を支払う必要がある等として指定の銀行口座に現金を振り込ませようとしします。電話で振り込みの指示があった場合は安易に振り込まず、必ず関係機関や関係者に確認してください。詳細については、ATO のウェブサイトをお読みください。

<https://www.ato.gov.au/general/online-services/identity-security/verify-or-report-a-scam/>

万一被害に遭われた場合は、お近くの警察署にご相談ください。

3 当館 Facebook へのアクセス方法

在シドニー日本国総領事館は、公式 Facebook ページを運営しています。総領事館の行事、NSW 州・北部準州で開催される日本関連のイベント、日本の観光情報等について発信しています。

<https://www.facebook.com/CGJSYD> と入力いただくか、Facebook で Consulate-General of Japan in Sydney と検索してください。

4 休館日のお知らせ

2019 年 1 月の休館日：28 日（月）

2019 年 2 月の休館日：11 日（月）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>